

講座・教室

○ 仕事帰りに趣味や学びの講座

仕事帰りに学べる講座を開催。内容や日時は左表のとおりです。



講座名	日程	費用
K-POP DANCE LESSON	5月12日～6月23日の月曜6回	1,000円
フラワーデザイン	5月20日(火)・7月22日(火)	2,500円
セルフネイル	6月4日(火)・18日(火)	3,000円
初心者向けパソコン	①6月4日～18日の水曜3回 ②9月8日～29日の月曜3回	1,000円
テーブル茶道体験	6月5日～7月17日の木曜4回	5,000円
ビジネスパソコン講座	6月9日～7月28日の月木曜10回	2,000円
ウクレレ	6月11日～7月9日の水曜5回	5,000円
アリザードフラワー・ドライフラワー	①6月12日(木) ②9月25日(木)	2,500円
カルトナーージュ	7月8日(火)・15日(火)	2,000円
アロマクラフト&セルフマッサージ	7月18日(金)・25日(金)	1,500円

場 ジョブセンターまえばし
時 19時～20時45分
対 おおむね45歳までの人
申 二次元コードのホームページで



○ ひきこもりの家族の教室

ひきこもりの状態を家族が理解し、本人への家族の対応を考えます。
時 5月8日(木)13時30分～15時30分
場 第二コミュニティセンター(保健センター内)
対 市内在住でおおむね18歳～40歳のひきこもりの人の家族、先着20人
申 5月7日(水)までに保健予防課
☎ 027・220・5787 へ

○ 視覚障害者の外出介助を学ぶ

目が不自由な人の外出を介助するガイドボランティアの養成講習会を開催します。
時 6月1日
日 10時～15時
場 スパさまえ
対 一般、先
着30人
¥ 1,000円
申 5月20日



(父)までにハガキで。住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号を記入し、〒371・0835 箱田町3-18・12・市視覚障害者福祉協会・川崎秀さん(☎090・5571・1232) へ

○ 盲ろう者向け通訳介助員を養成

盲ろう者のコミュニケーションを支援する通訳・介助員の養成講座を開催します。
時 6月21日(土)～11月16日(日)の11回、9時30分～16時
場 県社会福祉総合センター(新町橋町)
対 県内在住で修了後に通訳・介助員として活動できる人、30人(選考)
¥ テキスト代
申 5月30日(金)までに郵送で。住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・ファクシミリ番号・障害の有無・応募理由を200字以内で記入し、〒373・0853 太田市浜町66・47・県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所(☎0276・30・3210 FAX 0276・47・9550) へ

○ 通所型サービスA従事者講習会

通所型サービスA従事者講習会を開催。通所型サービスAの実施には、

税

○ 軽自動車税は6月2日(月)まで

軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月上旬に発送します。納付期限は6月2日(月)。記載事項に変更があるときは次の手続きをしてください。

● 原動機付自転車(125CC以下のバイク)・小型特殊自動車(農耕用など)

譲渡したときは、市役所市民税課が各支所で名義変更を。本市以外で使用(譲渡を含む)するときや車両を廃棄する場合は、同課が各支所でナンバープレート返納の手続きを。市外へ転出したときは転出先で新しいナンバープレートを取得してください。

● 軽二輪・二輪の小型自動車、軽三・四輪の手続き先

軽二輪(125CC超250CC以下)・二輪の小型自動車(250CC超)は群馬運輸支局(☎050・5540・2021)、軽三・四輪は軽自動車検査協会(☎050・310816・3109)で手続きしてください。



障害者の移動のために、本人かその家族が所有・使用する軽自動車などは、軽自動車税(種別割)が減免されることがあります。6月2日(月)までに同課で納付前に手続きしてください。

軽自動車税(種別割)については
☎ 027・898・5842
自動車税(種別割)の課税については
☎ 027・263・4343
自動車税(種別割)の納税については
☎ 027・234・1800
は前橋行政原税事務所

○ 土地家屋の調査に協力を

● 新増築家屋調査

1月2日以降に新増築した家屋は、来年度から固定資産税の課税対象になります。調査対象者には事前に手紙で調査日時を確認します。都合の良い日時を連絡してください。新築に伴い取り壊した家屋がある場合は申し



● 土地家屋の現況調査

固定資産税を適正に課税するため、土地と家屋の現況調査を実施いたします。調査は航空写真や現況図などを参考に、課税台帳に登録してある事項と現地の状況を照合。違いがある場合は、身分証を持った職員が現地で現況を確認します。

☎ 027・898・6218
固定資産税課

● 支払い手続きも電子申請で

危険物製造所の申請など手数料を支払う手続きが電子申請システムでも可能に。24時間いつでも手続きでき、クレジットカードかPayPayで支払えます。

☎ 027・220・4509
同課

○ マイナカードの取得支援に謝礼

高齢者施設などが実施するマイナンバーカード取得支援に対し、謝礼金を支払います。事前に申し込みなどが必要で、
対 市内に事業所のある施設などが、自身で手続きが困難な人に対して、来年2月27日(金)までに実施するマイ

事業所従事者のうち1人以上の講習会受講が必要です。
時 6月3日(火)13時30分～16時30分
場 スパさまえ福祉会館
対 通所型サービスAを実施しているか実施予定の事業所従事者
申 5月23日(金)までに長寿包括ケア課
☎ 027・898・6133 へ

○ 中公でスマホの使い方マスター

内容・時 ① フォトブックをつくる
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
時 6月18日(水)10時～12時 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
場 中央公民館
対 市内在住の人、①は15人②～④は各20人(各抽選)
¥ ①は300円
申 5月26日(月)(必着)までにハガキで。郵便番号・住所・氏名・電話番号・希望のコース(①～④のいずれか)を記入し、〒371・0023 本町二丁目12・1・中央公民館「中公スマホ教室(6月分)係」へ
同課
☎ 027・210・2199



ナンバーカードの申請サポート事業か
支援対象 本市に住民登録のある施設入所者、要介護・要支援認定者、障害のある人、長期入院者、75歳以上の高齢者かひきこもり状態の人
謝礼金額 1事業当たり1人4,000円
申 来年2月13日(金)までにメールで。
申込書を記入し mnc@city-naebashi.gunma.jp
同市民課
☎ 027・898・6101



○ 産業廃棄物処理の報告は忘れずに

事業活動で排出される廃プラスチック類やガラスくずなどは産業廃棄物です。これらを排出するときは、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられています。昨年度中にマニフェストを交付した事業者は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、6月30日(月)までに市役所廃棄物対策課へ提出してください。

同課
☎ 027・898・5953

